



平成 25 年 12 月 17 日

復興庁

「新しい東北」官民連携推進協議会の設立について

復興に携わる多様な主体間の連携推進に向け、「『新しい東北』官民連携推進協議会」を設立します。

本年 10 月 25 日に協議会設立に向けた発表を行い、広く会員公募を行ったところ、約 550 の法人・団体の皆様から応募をいただきました。多くの方々から協議会の趣旨に御賛同いただいたことについて、厚く御礼を申し上げます。

今後は、専用ウェブサイトの構築や会員交流会の開催等により、会員の皆様方の取組について広く情報共有・交換を行い、支援のマッチング、様々な主体間の連携を通じた新たな取組の創出、先進的な取組の横展開等のきっかけづくりの場を提供していきます。

また、本日から 1 月 31 日までの間、協議会の会員公募（第二次）を行います（資料 4 を参照）。連携の輪のさらなる拡大に向けて、各方面の皆様の御協力をお願いします。

【配布資料】

- 資料 1 「新しい東北」官民連携推進協議会 会員一覧
- 資料 2 「新しい東北」官民連携推進協議会 運営要綱・細則
- 資料 3 「新しい東北」官民連携推進協議会 活動のイメージ
- 資料 4 「新しい東北」官民連携推進協議会の会員公募（第二次）について

【復興庁 HP】

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-11/20131024120236.html>

以上

本件連絡先：
復興庁総合政策班 小川、石川
TEL：03-5545-7463

法人・団体名	役職・部署等	氏名
愛媛県伊予市	総務部長	長尾 雅典
愛媛県大洲市	総務部長	松田 眞
愛媛県西条市	市民安全部長	越智 三義
愛媛県西予市	総務企画部長	河野 敏雅
愛媛県新居浜市	市民部長	関 福生
愛媛県松山市	部長	芳野 浩三
愛媛県八幡浜市	総務企画部部長	中榮 忠敏
福岡県大野城市	環境生活部長	谷 祐二
福岡県北九州市	危機管理監	石神 勉
福岡県福岡市	市民局長	四宮 祐司
長崎県壱岐市	総務部長	眞鍋 陽光
関西広域連合	広域防災局長	杉本 明文

国の行政機関

内閣府	大臣官房企画調整課長	西崎 寿美
警察庁東北管区警察局	局長	竹内 直人
消費者庁	審議官	河津 司
総務省	大臣官房総括審議官	佐々木 敦朗
総務省東北総合通信局	局長	奥 英之
法務省	大臣官房司法法制部長	小川 秀樹
外務省	経済局長	片上 慶一
財務省東北財務局	局長	岸本 浩
文部科学省	大臣官房政策評価審議官	川上 伸昭
厚生労働省	東日本大震災厚生労働省復興対策本部事務局次長	三浦 明
厚生労働省岩手労働局	職業安定部長	船谷 忠之
厚生労働省宮城労働局	職業安定部長	藤浪 竜哉
厚生労働省福島労働局	職業安定部長	山本 浩司
農林水産省	大臣官房 政策課長	天羽 隆
農林水産省東北農政局	局長	佐々木 康雄
林野庁東北森林管理局	局長	黒川 正美
経済産業省	経済産業政策局地域経済産業グループ地域経済産業政策課長	塩田 康一
経済産業省東北経済産業局	局長	守本 憲弘
国土交通省	総合政策局政策課長	平田 徹郎
国土交通省東北地方整備局	局長	小池 剛
国土交通省東北運輸局	局長	長谷川 伸一

「新しい東北」官民連携推進協議会 運営要綱

（趣旨）

第一条 この要綱は、「新しい東北」官民連携推進協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

（目的）

第二条 協議会は、東日本大震災からの復興の加速化を図るとともに、復興を契機に、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の地域の抱える課題を克服し、我が国や世界のモデルとなる創造と可能性の地としての「新しい東北」を実現するため、被災地で事業展開されている多様な主体による取組に関する情報の共有や交換を進め、当該主体間における様々な連携の推進につなげていくことを目的とする。

（会員）

第三条 協議会は別紙の会員をもって組織する。

（代表等）

第四条 協議会に、代表及び副代表を置く。

2 代表は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副代表は、会長を補佐する。

4 協議会に、事業運営上必要な事項について決定し処理するため、運営委員会を置く。

（事務局）

第五条 協議会の事務を処理するため、復興庁に事務局を置く。

（その他）

第六条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別途定める。

「新しい東北」官民連携推進協議会 細則

（会員資格）

第一条 本協議会の会員は、本協議会の設置目的に賛同する法人又は団体であって、別表に掲げるもの（その役員等が、暴力団又は暴力団員であり、又は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものを除く。）とする。

（入会）

第二条 本協議会の事務局において、前条の会員資格を満たしていることが確認できた場合には、入会を承認し、これを本人に通知するものとする。

（退会）

第三条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

- 一 退会の届出があったとき。
- 二 法人又は団体が解散したとき。
- 三 所在不明となり、連絡がとれないとき。

（除名）

第四条 会員が、第一条に規定する会員資格を欠く状況になったとき、本会の名誉を棄損したとき、又は、本会の目的に反する行為をしたときは、運営委員会において、運営委員の多数をもって、これを除名することができる。

別表

- 一 経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、公益社団法人経済同友会、日本商工会議所及び全国商工会連合会並びに各ブロックの経済連合会、各地の経済同友会、商工会議所、商工会連合会及び商工会）
- 二 前号に掲げる経済団体の会員として所属する企業（当該企業の子会社を含む。）
- 三 各種の協同組合
- 四 連携復興センターの推薦を受けた特定非営利活動法人若しくは一般社団法人又は一般財団法人等
- 五 国、地方公共団体、独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人（社団法人又は財団法人の許可を受けていた法人を含む。）その他公的な機関
- 六 前各号に掲げる者の他、「新しい東北」先導モデル事業への応募を行った法人又は団体その他「新しい東北」の創造に向けた取組に関係する事業を実施する法人又は団体

「新しい東北」官民連携推進協議会について

資料3

被災地で事業展開されている多様な主体（企業・大学・NPO等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進

設立発起人

○経済団体

経団連会長、同友会代表幹事、日商会頭

○金融機関

政投銀社長、3メガ(みずほ、BTMU、SMBC)の頭取等、
信金中金理事長、全信組連理事長、
地銀(岩手、七十七、東邦)の頭取

○自治体

岩手県知事、宮城県知事、福島県知事

○大学

岩手大学長、東北大総長、福島大学長

○連携復興センター

いわて連復、みやぎ連復、ふくしま連復の代表等

「新しい東北」官民連携推進協議会

代表：経団連会長、同友会代表幹事、日商会頭

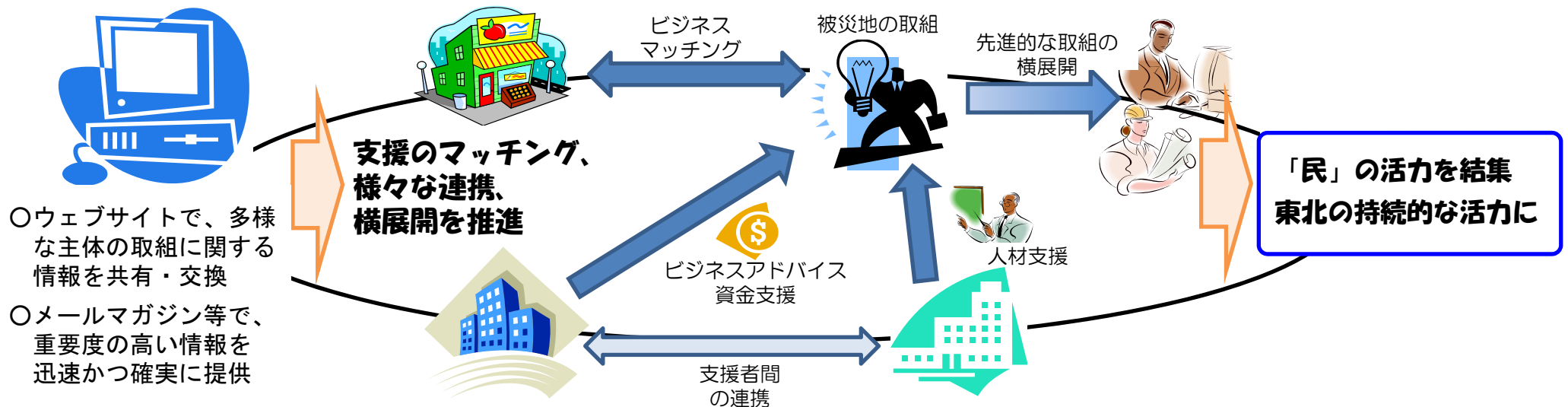
副代表：その他の設立発起人団体のトップ等

会員：約550の団体・法人の役員等（平成25年12月17日時点）

- ・経済団体（商工会議所、商工会等）
- ・民間企業（経済団体所属の企業）
- ・公益社団・財団法人
- ・各種協同組合（信金、信組等）
- ・NPO法人（連復の推薦法人）
- ・独立行政法人、大学等
- ・地方自治体
- ・関係省庁

事務局：復興庁（一部、みずほ総合研究所株式会社に委託）

活動内容：専用ウェブサイトでの情報共有・交換（1月下旬頃に稼働予定）
会員交流会の開催（2月～3月頃に開催予定）等



情報共有・交換される情報（イメージ）①

人材支援等

- 被災地での新しい「地域の農業ビジネス」の創出を目指し、担い手・リーダーの育成事業を実施。被災地では農業経営関係、東京では事業プロデュース関係の研修を行うとともに、両カリキュラムが相互連携。

ビジネスマッチング等

- 技術やノウハウを有する全国の個人・企業と、支援を要する東北の事業者を、インターネットを活用してマッチングさせる取組を実施。
- 信用組合のネットワークを活用した首都圏開催の商談会への出展支援、ビジネスマッチング交流会の実施。

ビジネスアドバイス・資金支援等

- 被災地の事業者の事業再建を、個人の少額出資（1口1万円程度（半分は寄付））で応援するファンドを実施。
- 海外からの支援金を元手として基金を運営。（被災中小企業による再雇用支援、新規復興事業の立上げ支援等）
- 地域で創業・新事業を志す人材を発掘・育成するため、中小企業診断士を講師とする創業塾を開催。

その他

- 企業が連携して、震災で親を亡くした子どもたちの進学を支援するための基金を運営。
- 大学・短大が連携して研修センターを設置。全国の大学生を対象に、被災地での交流等のプログラムを実施。

- **支援ニーズを持つ地域・事業者等とマッチング。被災地域の取組が加速化！**
- **支援を実施している地域・事業者同士が連携し、新たな支援策・取組を実施！**

情報共有・交換される情報（イメージ）②

先進的な取組

○ 「新しい東北」先導モデル事業の取組状況等

子どもの成長を育む地域の遊び場づくり

地域のプレーリーダーによる遊び場づくりのモデル化と、公園等の身近な遊び場のあり方を検証。

「次世代型地域包括ケア」の推進

24時間対応の在宅医療・看護・介護等を目指し、自治体・NPO等が協働し、多職種連携システムを構築。



温泉熱を活かした六次化産業創出

植物工場や養殖施設において、温泉熱のエネルギーを活用した、新たなビジネスモデルを構築。

地域課題に応じた防災訓練モデル化

地域の危機管理能力向上を目指し、地域課題に応じた住民参加による避難訓練手法等のモデルを構築。



中山間地域における植物工場の活用

中山間地域の農業の所得向上を目指し、路地栽培では大規模化ができないところ、従来の品種に加え、植物工場を活用し、品種の拡大を検証。



「旅館」のブランド価値向上

グローバル市場における旅館の価値向上を目指し、海外からの予約が可能な旅館専用の予約サイトや、海外の旅行会社等との商流を活性化させる在庫管理システムを導入。

伝統技能継承と先端技術の融合によるなりわい再生

地域のものづくりの発展を目指し、伝統技能と先端技術を融合させ、新製品を開発。その際、障害者や高齢者の社会参画を促進。

「三陸ジオパーク」の観光資源化

三陸沿岸という広域の地質・地形に新たな付加価値を見出し、水産業や自然景観等の既存の資源と併せ、新たな観光資源化。



地域を支える起業家の育成・支援

地域を支える起業・創業の支援に向け、地域資源を活用したマッチングやベンチャーファンドといった仕組みを構築。

- 課題を抱えた地域・事業者等が、先進的な取組を参考に、新たな取組を展開！
- 同様の取組を行う地域・事業者等が連携（意見交換、ノウハウ移転等）することで、取組が前進！
- 支援ツールを持つ地域・事業者等が、人材面・資金面の支援や企業連携を実施。取組がさらに加速化！

専用ウェブサイトのイメージ (1月下旬頃に稼働予定)

設立趣意書、会員名簿、大臣・発起人の挨拶等を御覧いただけます。

協議会を通じて生まれた連携（支援のマッチング、新たな取組やプロジェクト、横展開）等を御覧いただけます。

人材支援、ビジネスマッチング、ビジネスアドバイス・資金支援、会員の皆様による様々な支援を御覧いただけます。ポイントを押さえて情報を整理し、様々な連携を後押しします。

先導モデル事業をはじめ、被災地での先進的な取組を御覧いただけます。取組状況をわかりやすく整理し、取組の加速化や横展開を後押しします。

官民連携推進協議会とは

協議会の活動実績

会員による
様々な支援

被災地での
先進的な取組

よくあるご質問

お問合せ

「新しい東北」官民連携推進協議会 ウェブサイト

現在の登録会員数

0000法人・団体

会員募集

(0月0日まで)

会員向けページ (ログインはこちら)

会員ID

パスワード

ログイン >

新着情報

お知らせ/イベント

カレンダー

00月00日 [「協議会の活動実績」に情報を追加しました。\(支援マッチングが生まれました!\)](#)

00月00日 [「被災地での先進的な取組」に情報を追加しました。](#)

00月00日 [「会員による様々な支援」に情報を追加しました。\(資 性\)](#)

00月00日 [登録会員数が1,000を突破しました!](#)

ご利用にあたって | プライバシーポリシー | サイトマップ

ウェブサイトには、会員の皆様のみ御利用いただける領域を設ける予定です。ここでは、会員の皆様の間で、支援に関する具体的な御相談、新たなプロジェクト・事業に関する御提案・御相談、イベントの御案内等をやりとりしていただくことが可能です。

「新しい東北」官民連携推進協議会 会員公募（第二次）について

1. 「新しい東北」官民連携推進協議会について

(1) 背景・目的

- 東日本大震災の復旧・復興は、内閣の最重要課題であり、総力を挙げて、その加速化に取り組んでいます。加えて、震災からの復興を単なる「最低限の生活再建」ととどめるのではなく、創造と可能性の地としての「新しい東北」の創造に向けた取組も進めています。
- 一方、被災地では、行政機関のみならず、幅広い担い手（企業、大学、NPO等）においても、復興に向けた様々な取組が進められています。
- こうした取組を進め、東北の持続的な活力に結び付けていくためには、被災地で活動している幅広い担い手が、互いの取組についての情報を共有し、総力を挙げ、連携していく必要があります。
- このため、経済界・金融機関・行政機関・大学・NPOの皆様にも設立発起人となっていただき、復興庁が事務局となって「『新しい東北』官民連携推進協議会」を立ち上げました。
- この協議会は、被災地で事業展開されている多様な主体による取組について、情報の共有・交換を進めることを目的としており、被災地内外の関係者による様々な連携の推進につなげていくことを目指しています。

(2) 活動内容

- 被災地で事業展開されている多様な主体による取組について、情報の共有・交換（協議会専用ウェブサイトの活用、会員交流会の開催） 等

※ インターネットの活用等を基本とし、協議会会員が一堂に会する総会等の開催は予定していません。また、会費はいただきません。

(3) 参加者構成

- 経済団体（商工会議所、商工会等）、各種協同組合（信用金庫、信用協同組合等）、民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、独立行政法人、大学等の役員クラスの方【公募】
- その他、関係省庁、関係地方自治体、公的な機関
- 「『新しい東北』先導モデル事業」に応募のあった法人・団体等、復興庁の「新しい東北」関係事業に御協力いただいている法人・団体

- 事務局は復興庁において担当（事務局の業務のうち、会員公募をはじめとした一部の業務については、みずほ総合研究所株式会社に委託して実施。）

2. 会員公募について

(1) 応募要件

- 以下に該当する民間企業・法人の役員クラスの方を対象とします。（詳細は別添参照）
 - ・ 経済団体（商工会議所、商工会等）、各種協同組合（信用金庫、信用協同組合等）にあつては、本協議会の設置目的に御賛同いただいていること。
 - ・ 民間企業にあつては、本協議会の設置目的に御賛同いただくとともに、設立発起人となっている経済団体等の会員であること等。
 - ・ NPO法人にあつては、本協議会の設置目的に御賛同いただくとともに、設立発起人となっている連携復興センターの推薦を受けていること。
 - ・ 一般社団・財団法人にあつては、本協議会の設置目的に御賛同いただくとともに、公益認定を受けていること等。
 - ・ 独立行政法人、大学等にあつては、本協議会の設置目的に御賛同いただいていること。

(2) 会員の選定

- 会員の選定は、応募様式の内容をもとに行います。
- 選定に当たり、応募いただいた内容について、個別に問い合わせをさせていただく場合がございます。
- 選定結果は、応募者に対して後日連絡いたします。
- なお、会員に選定された場合には、応募様式に記載していただいた「お名前」、「企業・法人名」、「役職・部署等」、「東日本大震災からの復興に係る取組や関心事項」について公表させていただくとともに、今後の活動に活用させていただきますことがあります。

(3) 公募期間

- 本日（平成25年12月17日（火））から、平成26年1月31日（金）まで。
※ 会員公募（第二次）終了後も、随時、会員の公募を行う予定としています。

(4) 応募方法

- 別紙の応募様式に必要事項をご記入の上、平成26年1月31日（金）までに、電子メールにて協議会事務局アドレス（nt-member-touroku@mizuho-ri.co.jp）あて御提出ください。なお、応募は、原則、各企業・法人1名までとさせていただきます。

会員の応募要件について

【経済団体、各種共同組合】

経済団体（商工会議所、商工会等）、各種協同組合（信用金庫、信用協同組合等）、
にあつては、本協議会の設置目的に御賛同いただいている団体の役員クラスの方を
対象とします。

【民間企業】

民間企業にあつては、本協議会の設置目的に御賛同いただくとともに、以下のい
ずれかの会員企業（会員企業の子会社を含む。）の役員クラスの方を対象とします。

応募される方は、いずれの会員であるかについて、応募様式（別紙）の3. に御
記入ください。（なお、連携復興センターの推薦を受けている方は、推薦書（写し）
を添付してください。）

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="radio"/> 日本経済団体連合会 | <input type="radio"/> 各ブロック経済連合会 |
| <input type="radio"/> 経済同友会、各地経済同友会 | <input type="radio"/> 商工会議所 |
| <input type="radio"/> 商工会 | |

【NPO法人】

NPO法人にあつては、本協議会の設置目的に御賛同いただくとともに、以下の
いずれかから推薦を受けたNPO法人の役員クラスの方を対象とします。

応募される方は、応募様式（別紙）に連携復興センターの推薦書（写し）を添付
してください。

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="radio"/> みやぎ連携復興センター | <input type="radio"/> いわて連携復興センター |
| <input type="radio"/> ふくしま連携復興センター | |

【一般社団・財団法人】

一般社団・財団法人にあつては、本協議会の設置目的に御賛同いただくとともに、
公益認定を受けている法人等の役員クラスの方を対象とします。

応募される方は、応募様式（別紙）に公益認定を受けていることを証する書類（写
し）を添付してください。（なお、連携復興センターの推薦を受けている方は、応募
様式（別紙）に推薦書（写し）を添付してください。）

【独立行政法人、大学等】

独立行政法人、大学等にあつては、本協議会の設置目的に御賛同いただいている
法人の役員クラスの方を対象とします。

※ いずれの場合も、会員に応募する者が暴力団又は暴力団員でなく、また、暴力団又
は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことを要件とします。

「『新しい東北』官民連携推進協議会」会員に係る応募様式

1. 会員に応募される方

(1) お名前	
(2) お名前 (ふりがな)	
(3) 企業・法人名	
(4) 企業・法人名 (ふりがな)	
(5) 役職・部署等	
(6) 本社・本部の所在地	

2. 窓口の方

(1) お名前	
(2) お名前 (ふりがな)	
(3) 役職・部署等	
(4) 郵便番号	
(5) 住所	
(6) TEL	
(7) FAX	
(8) E-mailアドレス	

3. 応募要件

(1) 以下のいずれに該当するのか、番号を右の解答欄にご記入ください。

--

1. 経済団体（商工会議所、商工会等）、各種協同組合（信用金庫・信用協同組合等）
2. 以下のいずれかの会員企業（会員企業の子会社）となっている民間企業
(

○日本経済団体連合会	○各ブロック経済連合会
○経済同友会、各地経済同友会	○商工会議所 ○商工会

)
3. 以下の連携復興センターの推薦を受けているNPO法人、一般社団・財団法人等
(みやぎ連携復興センター、いわて連携復興センター、ふくしま連携復興センター)
※連携復興センターの推薦を受けている法人である場合には、推薦書(写し)を添付してください。
4. 公益認定を受けている一般社団・財団法人
※公益認定を受けていることを証する書類(写し)を添付してください。
5. 独立行政法人、大学等

(2) (1)で「2」と回答された方は会員として所属している経済団体の名称をご記入ください。

会員として所属している 経済団体の名称	
------------------------	--

(3) 以下についてご回答ください。

会員に応募する者が暴力団又は暴力団員でなく、また、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことを誓約します。(はい、いいえ)	
--	--

4. 東日本大震災からの復興に係る取組や関心事項（自由記載）

--